

## 「安保理 1325 号決議と国別行動計画の意義」

川眞田嘉壽子（立正大学）

### ●1325 号決議採択の背景

歴史的に武力紛争下の性暴力が戦術として用いられ、多くの女性はその犠牲になってきた。国連安全保障理事会（安保理）は旧ユーゴスラビア・ルワンダ国際刑事裁判所の設立によってそうした性暴力に対する処罰の道を開いたが、1325 号決議は、それをさらに進めて安全保障分野の重要課題として、武力紛争下の性暴力への対応を安保理に位置付けさせようとした。そしてこの決議は、国連を中心に進められてきた「ジェンダーの主流化(gender mainstreaming)」政策（北京行動綱領 | 221 段落）が、最後までその展開が遅れていた安全保障の分野について到達したことを示している。

### ●1325 号決議の意義

安保理は、「国際の平和及び安全の維持」のために第一義的責任を有する、国連の集団安全保障の中心機関であり、その構造は男性中心で軍事主義を帯びている。その安保理において市民社会の積極的なロビー活動によって、2000 年 10 月 31 日に「女性と平和・安全保障」と題する安保理 1325 号決議（S/RES/1325）が全会一致で採択された。この決議は、①武力紛争の予防・解決・和平のすべてのプロセスにおいて女性を「能動的な主体」として女性の参画を保障し、②武力紛争における性暴力から女性を保護することを求めている。

### ●1325 号決議のその後

安全保障の分野における意思決定にジェンダーの視点を導入し女性の参画を促した 1325 号決議の意義は大きいだが、その決議の実施はなかなか進んでいない。1325 号決議採択以後、安保理では 2013 年までに、7 つのフォローアップ決議（1820 号(2008)、1888 号(2009)、1889 号(2009)、1960 号(2010)、2106 号(2013)、2122 号(2013)）が採択され、実施が促されている。安保理は、実施を実現するために、各国に国別行動計画(National Action plan :NAP)策定を求めている。

### ●1325NAP 策定国：44 カ国（2014 年 8 月現在）

⇒すでに改訂している国も多い。紛争経験国や援助供与国など各国の特徴に応じて策定。

オーストラリア、ネパール、フィリピン、グルジア、キルギスタン、コートジボワール、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ガーナ、ブルンジ、イラク、ナイジェリア、イギリス、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スペイン、スイス、リトアニア、アイルランド、マケドニア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、韓国、ガンビア。

以上